

## 県立永谷高等学校施設の利用案内

### 1 開放施設及び利用日・時間

利用可能施設	利用可能種目・設備	利用可能曜日	利用可能時間
体育館	バスケットボール バレーボール バドミントン	月～金	19～21時
	バスケットゴール バレーボールポール バドミントンポール	土・日・祝日	19～21時
グラウンド	野球 サッカー	土・日・祝日	14～17時
	サッカーゴール コートブラシ・スチールレーキ		
附属施設	トイレ・洗面所	利用日及び利用時間同上	

#### ※注意事項

上記開放時間には、準備・片付けに要する時間も含まれます。

### 2 団体登録・申込み方法等

- ① 初めて利用申込みをする団体は、まず「利用者届出書」「利用者名簿」を学校に提出して団体登録をしてください。なお、届出書・名簿については年度ごとに内容を更新し、年度当初にご提出ください。
- ② 利用希望する団体は、利用希望日の前月の17日までに「施設利用申込書」により申し込んでください。  
窓口で申込みの場合は平日の午前8時半から午後4時半までの間に「施設利用申込書」を提出してください。  
郵送/FAX申込み場合は「施設利用申込書」を  
郵送：〒233-0016 横浜市港南区下永谷1-28-1 永谷高等学校 事務室「学校施設開放担当者」宛送付  
fax送信：045-825-3605へ送信 送信後は必ず送信確認のため045-824-2165へ電話をお願いいたします。  
※いずれも利用希望日の前月の17日までに必着厳守

### 3 利用方法等

- ① 開放することに支障がない場合は、前月の25日までに利用調整の上、25日（当日が土・日曜日に当たる場合は翌月曜日）以降承認団体に対し「施設利用承認書」を交付します。  
★施設の利用承認書の郵送を希望される場合は、返信用封筒に住所・宛先を記入の上、返信用切手を貼ったものを提出してください。  
★25日（当日が土・日曜日に当たる場合は翌月曜日）以降、学校に電話で問い合わせいただければ利用承認の状況をお答えします。
- ② 施設の利用承認を受けた団体の責任者は、利用の際必ず「施設利用承認書」を提示してください。また、利用に当たっては、5に記載の「利用の際の厳守事項」の内容を厳守するとともに、「施設利用日誌」に必要事項を記載してください。
- ③ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。

## ○体育館

責任者は平日17時00分までに、土・日・祝日18時45分までに事務室へ日誌と鍵の受け取りに来てください。【冬季期間（11月～翌年2月）は18：30閉庁のため18：20分まで】

利用終了後は、21時までには清掃等を済ませて、日誌と鍵を新聞受けポストへ返却してください。正門を丁寧にしめ、チェーンを二重にポールに巻きつけてください。トイレは、体育館下のトイレをご利用ください。

体育館の扉の扱いについて、別添内容を確認し施錠を行ってください。

### ★負担金（実費相当額分（電気料））

電気を利用した場合 1回につき 体育館 440円（2時間まで）以降1時間毎220円  
利用が終了した翌月に納付書を作成して交付します。納付期限がありますので、必ず期限内に納付してください。納付が遅れた場合には利用を禁止することがあります。

## ○グラウンド

責任者は13時45分以降に事務室で日誌を受け取り、17時までには清掃等を済ませて、日誌を返却してください。グラウンドは雨天や霜等により利用が適さない場合には、学校側の判断で利用ができない場合があります。

当日雨天等で利用をする場合は必ず原状復帰をお願い致します。また、利用責任者のご判断で当日の利用をキャンセルする場合は必ず当日もしくは、翌日にご連絡ください。

※無断キャンセルされた場合はご利用をお断りすることがありますのでご承知おきください。  
承認書を交付した後も緊急な学校の事情、選挙期間、天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 4 利用可能な団体

スポーツ活動等を目的とする県内在住又は在勤・在学の方で、あらかじめ利用者名簿等を提出している登録団体とします。また、体育活動施設で利用できる種目は、永谷高校で行われている部活動等に準ずるものとします。利用承認後であっても利用を中止し、以後利用をお断りいたします。詳細はホームページをご覧ください。

## 5 利用の際の厳守事項

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないようご利用ください。

利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

承認を受けた団体（登録名簿にある者）以外の利用は認めていません。承認を受けた団体以

外のものが利用したことが判明した時は今後一切の申込みを認めない場合があります。

その他詳細はホームページをご覧ください。

### 緊急時のみ使用可。

- 緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。
  - ・港南警察署 045-842-0110
  - ・港南消防署 045-844-0119
- 110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、学校施設管理員若しくは学校職員に連絡してください。  
※夜間で学校施設管理員がいない場合は、警備会社にご連絡ください。  
セコム上大岡支社 045-842-9756
- 永谷高等学校 045-824-2165（事務室）